

第2号様式（第7条関係）

大阪市大正区役所後援等名義使用承認通知書

大正 第 号  
年 月 日

様

大阪市大正区長 ○○ ○○

年 月 日付で申請のあった後援等の名義使用について、次のとおり承認しましたので通知します。

記

行 事 名	
使 用 名 義	
主 催 者	名 称
	所 在 地
	代 表 者
開 催 期 間	
開 催 場 所	

【承認条件ほか】

- 1 名義使用を当該行事以外に行わないこと
- 2 名義使用の期間は、承認した日から当該行事終了時までとする。
- 3 広報物を作成する場合は、事前に提出すること
- 4 大正区役所は、当区が後援、協賛又は協力を行った行事に要する経費は負担しない。
- 5 名義使用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、大阪市大正区役所後援等名義使用内容変更承認申請書（第4号様式）を提出すること
- 6 当該行事を中止する場合は、速やかに、大阪市大正区役所後援等名義使用に関する行事中止届（第5号様式）を提出すること
- 7 名義使用を承認した後、承認要件を満たさなくなったと認められるとき、申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき、その他不相当と認められる行為があったときは、大正区はその承認を取り消し、以後の申請に対して承認しないことがある。
- 8 承認が取り消されたことにより、主催者に損害が生じた場合、当該損害は主催者が負うものとする。
- 9 承認が取り消されたことにより、大正区役所に損害が生じた場合、主催者は大正区に対して、損害を賠償しなければならない。
- 10 後援、協賛又は協力の名義使用の承認を行った行事において発生した事故等に対し、

大正区役所はその責めを負わない。

- 11 当該名義使用に係る行事が完了したときは、当該行事の完了日の1月以内に、大阪市大正区役所後援等名義使用完了報告書（第7号様式）を提出すること